

地方団体から寄せられた意見等に対する総務省の見解(平成19年11月現在)

資料4

大項目	小項目	地方団体から寄せられた意見・質問等の要旨	意見・質問等に対する総務省の見解
1. 総論	・スケジュール関係	○財政指標に係る算定方法の詳細や早期健全化基準等を早期に示してほしい。	●各指標の算定方法の詳細については、本日の資料2「健全化判断比率等の算定方法(案)」を参照していただきたい。 また、早期健全化基準や財政再生基準等の考え方については、本日の資料3にお示しているところ。いずれにせよ、早急に検討を進めて参りたい。
		○政省令整備の進捗状況に応じて、今後も意見照会を行ってほしい。	●今回の資料についても意見照会を行っているところ。健全化法に関して、ご意見等がある場合は、お寄せいただきたい。
	・基準の設定に対する基本的な考え方	○再生団体が多数生じることは、地方分権の観点からも好ましくなく、地方財政への信用低下にもつながりかねないので、これらに配慮した基準の設定が必要ではないか。	●早期健全化基準・財政再生基準等の基本的な考え方については、資料3を参照していただきたい。ご意見を踏まえつつ、法律の趣旨に則って対応して参りたい。
	・経営健全化基準	○経営健全化基準は、全事業に画一的な基準を適用するのではなく、事業の特性に配慮して設定してほしい。	●経営健全化基準の設定にあたっては、「数年間で、営業収益／年の5%程度の合理化努力により経営健全化基準を下回り、さらにその数年後には資金不足額を解消することを想定する(5%程度×数年)。 現行の地方債協議・許可制度における許可制移行基準(10%)の一定倍率の範囲で検討する。 原則として、公営企業各事業を通じて、一定の率とする。」という方向で検討している。
		○「法施行時に経営が健全な団体を想定することとし、既に資金不足を抱えている団体への対応は別途検討する」こととされているが、具体的にはどのようなことを考えているのか。	●長期にわたる企業の経営に伴う収支の相償を前提として、将来の解消が見込まれる額については計画赤字として資金不足額に算入しないことを考えているが、このほかにも具体的なご提案があれば、承りたい。
・経営健全化計画	○経営健全化計画の期間については、事業の実情に応じて柔軟に設定してほしい。	●経営健全化計画の期間は、財政健全化法では当該公営企業の経営の健全化を図るため必要な最小限度の期間とされている。 原則として数年間を想定して設定されるべきと考えている。	

地方団体から寄せられた意見等に対する総務省の見解(平成19年11月現在)

資料4

大項目	小項目	地方団体から寄せられた意見・質問等の要旨	意見・質問等に対する総務省の見解
	・権能差、財政力等への配慮、画一性	○早期健全化基準等を定めるにあたっては、画一的な基準とはせず、地方公共団体の権能差や標準財政規模の差を反映させる形で適切に設定されたい。	<p>●4つの健全化判断比率は、赤字額等について標準財政規模を基本にして比較した指標であるが、そもそも標準財政規模自体に当該団体の規模や権能差が反映されているもの。</p> <p>●その上で、早期健全化基準・財政再生基準の設定にあたっては、20%・5%の現行再建制度の赤字比率の運用や、18%・25%・35%の現行の地方債制度の運用等を踏まえつつ、4つの比率の間の整合性を勘案の上、検討していくこととしており、その際、現行制度においても、さらに財政規模を勘案している実質赤字と勘案していない実質公債費比率が存在しているところであるが、各健全化判断比率の性質を勘案の上、検討していくべきものと考えている。</p>
	・経過措置	○計画策定義務は、平成20年度決算から適用されるが、それまでに2年しかない状況である。指標には、実質公債費比率など短期間で改善することが困難なものもあるため、早期健全化基準等の適用にあたっては、数年間の経過措置を設けられたい。	●経過措置を設けられたいのご意見については、円滑な運用に資するよう、すでに施行も比率の公表とその他の部分を2段階にしているところ。各比率において悪化が見込まれる団体においては、20年度決算までに改善がなされるよう、できる限りの努力をしていただくべきと考えている。
	・標準財政規模との関係	<p>○指標の分母は標準財政規模とされているが、財政運営のために行った超過課税による増収額は反映されない。各市町村が財政健全化に取り組み、努力した結果が判断指標に反映される算定方法の整備をお願いしたい。</p> <p>○国の三位一体改革による地方交付税削減は、標準財政規模の縮小につながり、指標が悪化する要因となる。何らかの対策を検討しているのか。</p>	<p>●超過課税による増収額があるものについては、実質赤字比率や連結実質赤字比率の算定においては黒字要素として、実質公債費比率や将来負担比率においては、地方債の抑制や繰上償還、基金積立により指標に反映されるものと考え。</p> <p>なお、分母の標準財政規模は、各団体の標準的な一般財源の規模を表すものとして法律上規定されたもの。</p> <p>●各指標の分母を標準財政規模としているのは、各団体において生じている実質赤字や将来負担の大きさを、当該団体の一般財源等の規模との比較において把握しようとするためのものである。</p> <p>●国・地方ともに極めて厳しい財政状況の下で、地方歳出の見直しが行われているところであるが、指標は、このような状況下での各団体の実態を表すべきものと考えている。</p>
	・算定方法等の統一、簡素化等	○指標の算定において、各地方団体の主観的な判断で算定結果が異なることがないように、統一的で明確な算定方法を示されたい。	●本日の資料2を参照していただきたい。その上で指標を算定するための共通フォーマットや算定手順を含めた手引書については、別途、作成したいと考えている。

地方団体から寄せられた意見等に対する総務省の見解(平成19年11月現在)

資料4

大項目	小項目	地方団体から寄せられた意見・質問等の要旨	意見・質問等に対する総務省の見解
		<p>○指標の算定方法については、監査委員の審査や議会への報告又は住民への公表に際しても分かりやすいものとするため、可能な限り簡素化すること。</p> <p>○平成20年度決算までに公会計による財務書類を整備することが求められているが、将来負担比率の算定は現在の決算統計の項目から算定できる程度のより簡便なものとし、ストックの状況については、財務書類により公表するよう求める。</p> <p>○指標の算定手順を示すマニュアルを早期に示し、市区町村の担当職員を対象とした説明会の開催をお願いしたい。</p>	<p>●ご意見のとおり指標の算定方法については、各団体間における公平性や客観性を確保するという要請に応えつつ、住民等の理解に資するよう、ご指摘を踏まえて対応したい。</p> <p>●将来負担比率の算定方法は、法律の趣旨・規定を踏まえつつ、できるだけ簡潔な算定方法とするよう努めたいと考えているが、決算統計の数値では把握できない算定要素も含まれていることから別途の算定が必要である。公会計による貸借対照表上では設立法人等のために負担している債務のうち実質的に負担することが見込まれる債務や基準財政需要額算入額といった額が計上されないことから、貸借対照表そのものを通じての算定は困難である。なお、財務情報の開示の観点から、財務書類の公表に当たっては、財務書類に示される数値も引用しながら、附属明細書や注記を活用し、健全化判断比率を提示することが望ましいと考えている。</p> <p>●指標を算定するための共通フォーマットや算定手順を含めた手引書については、別途、作成したいと考えている。</p> <p>●ご指摘の趣旨はよく理解できるので、具体的な方法等のご提案があれば伺いたい。</p>
2. 指標関係	一般会計等、実質赤字比率	<p>○健全化法における「一般会計等」と決算統計における「普通会計」との関係如何。</p> <p>○連結実質赤字比率、将来負担比率の算定において、財産区に係るもの(収支・基金等)については、算入しないという理解でよろしいか。</p>	<p>●健全化法における「一般会計等」は、各団体の一般会計及び特別会計の存在を前提に、決算統計における「普通会計」に相当する範囲の会計を指すものであるが、健全化法においては、現実に法的に存在している会計を単位に算定するため、一般会計の中の特定の事業に係る収支を抽出し、独立の特別会計として取り扱うような統計的処理(いわゆる想定企業会計)を行っていない。したがって、各団体の特別会計の設置形態によっては、両者に差異が生じる場合があるものである。</p> <p>●お見込のとおり。</p>

地方団体から寄せられた意見等に対する総務省の見解(平成19年11月現在)

資料4

大項目	小項目	地方団体から寄せられた意見・質問等の要旨	意見・質問等に対する総務省の見解
		<p>○特別会計を設けて貸付事業を行った際に生じる不用額については、決算統計上では事業繰越として処理されるが、これは「実質上の歳入不足」に起因するものではないため、歳入不足による事業繰越と区分するなどの対策を講じられたい。また、支払繰延についても同様の課題があるので対策を講じられたい。</p>	<p>●産業振興等の目的により特別会計を設けて貸し付けを行っている場合の不用額のうち、「国の予算等貸付金債」に基づく助成を受けるために設けた特別会計の不用予定額については、国の制度上、①国からの貸付金を国へ繰上償還するとともに団体の一般会計への繰戻しを行うか、又は②繰り越すことが必要であるものである。このため、上記①の場合においては繰越しが存在しないが、上記②の場合においては、繰越明許費として繰り越さない以上、事業繰越額として扱わざるを得ないものである。一方、各団体が独自に貸付事業を行うために設けた特別会計の不用予定額については、上述のような国の制度上の制限はなく、当該不用額を繰り越す必要がないため、事業繰越額として扱う必要はないと考える。</p> <p>●現行の決算統計上、支払繰延額として計上すべきとされているものうち、「税過誤納還付金」及び「国庫返還金」については、国の制度上、繰延を予定しているものでもなく、また、赤字要素でもないことから、支払繰延額として扱う必要はないと考える。</p>
	<p>・連結実質赤字比率</p>	<p>○歳計剰余金の繰越を適度な額にすることで、財政規律を維持し、健全な財政運営を確保するために年度途中に生じた剰余金については、補正により基金に積み立てることとしているが、連結実質赤字比率においては、そのような基金の積み立て額は黒字要素とはならず、一方で、他会計において生じた赤字額のみが指標に反映されることとなる。これを解消するため、年度途中に補正により基金に積み立てた額を実質黒字の額に含めることを検討されたい。</p>	<p>●連結実質赤字比率は、実質赤字を生じている会計を含め、当該団体における全ての会計を通じた収支の状況を明らかにするものであり、各会計ごとの収支の状況を踏まえた上で、適切な基金の積立額についての議論がなされるべきもの。したがって、基金への積立額について、黒字額に含めることは考えていない。</p>
	<p>・国保・老健等の交付金関係</p>	<p>○老人保健事業や介護保健事業については、国・道負担金や支払基金交付金が概算交付され翌年度精算する仕組みになっており、単年度の決算値をもとに指標を算出するのではなく精算に係る部分を考慮すべきと考えます。</p>	<p>●健全化法においては、財政情報の開示を徹底する観点から、ご指摘の老人保健事業等に係る特別会計も含め、当該団体の全会計を通じた赤字(資金不足)を対象とする指標が設けられているところ。これは、当該団体の財政運営の実態を広く明らかにする上で重要な指標であるが、仮に制度上の課題がある会計が指標の悪化の原因となっている場合でも、まずは実態として明らかにすることが重要であると考えている。</p> <p>なお、老人保健事業に係る国庫負担金については、厚生労働省において当該年度に必要な国の予算が確保されず、所要額よりも減額して概算交付決定され、不足分については翌年度に精算交付されている実態があり、総務省としては、このような国の予算措置の不足が、市町村における連結実質赤字比率の算定に影響を及ぼすことがないよう、当該国庫負担金については、当該年度に所要額を交付するよう、厚生労働省に対して申し入れを行っているところである。</p>

地方団体から寄せられた意見等に対する総務省の見解(平成19年11月現在)

資料4

大項目	小項目	地方団体から寄せられた意見・質問等の要旨	意見・質問等に対する総務省の見解
		<p>○国民健康保険事業特別会計においては、三位一体改革に伴う制度改革により、国の負担部分の一部が減り、県による財政調整交付金になったことや、将来的には広域化が予想されることから、連結決算に算入する場合は、これらのことを十分考慮していただきたい。</p>	<p>●平成19年度末に老人保健医療事業は廃止となり、平成20年度から後期高齢者医療制度に移行することとなる。 今後、広域連合に対して国庫負担金が交付されるため、連結実質赤字比率の対象から将来負担比率の対象に移ることとなる。</p>
	<p>・資金不足額</p>	<p>○未稼働資産等整理債や退職手当債を資金不足額に算入しないほしい。</p> <p>○公営企業の資金不足を普通会計からの繰り出しにより解消している団体と計画赤字で解消する団体との整合を図るため、資金剰余額の算定に計画赤字を加算してほしい。</p> <p>○指定管理者制度(利用料金制)により営業収益が0となるが、資金不足を一般会計からの繰入により解消することを計画している場合に、資金不足比率をどのように算定するのか。</p> <p>○借入資本金を負債に変更することは影響が大きいので、事前に各公営企業の影響を把握した上で、慎重に判断してほしい。また、変更時には経過措置を設けるなど配慮してほしい。</p> <p>○建設改良費等以外に充てる地方債は資金不足額に算入されるが、資金不足を解消するための基準外繰出について、資金不足額に算入するなど何らかの取扱いが示されるのか。</p>	<p>●建設改良費等以外の経費の財源に充てた地方債のうち、経常収支が黒字の企業が発行した地方債で客観的に解消可能と認められるもののほか、法定計画の策定に基づいて許可された退職手当債やそれに準じて取り扱うことができる地方債(未稼働資産等整理債等)の残高については、健全化法上の資金不足額から控除する予定。</p> <p>●計画赤字は、現に発生している資金不足額のうち将来的に解消が見込まれる額を資金不足額に算入しない措置であり、現実に生じている資金不足を解消させるものではなく、資金剰余額に黒字として加算することは想定していない。</p> <p>●営業収益の額から受託工事収益の額を控除した額が零となる場合には、営業収益の額に代えて経常収益の額を用いる予定。</p> <p>●借入資本金制度等の公営企業会計制度の見直しについては、健全化法の検討とは別に実態の影響を踏まえつつ検討したい。</p> <p>●一般会計からの基準外繰出を資金不足額に算入する取扱いは想定していない。</p>
	<p>・計画赤字</p>	<p>○計画赤字額の算定方法として3種類が示されているが、各団体においてどの方式を選択するかについて、裁量によらず、明確に場合分けをするべき。</p>	<p>●各企業の実情に応じ、3つの算定方法から一つを選択して算定することとする。ただし、個別計画策定算定方式の選択は供用開始から料金収入平年度化までの一定期間に限ることを検討している。</p>

地方団体から寄せられた意見等に対する総務省の見解(平成19年11月現在)

資料4

大項目	小項目	地方団体から寄せられた意見・質問等の要旨	意見・質問等に対する総務省の見解
		○公営企業の資金不足のうち、地方公共団体が負担すべき費用について、事業の事情を反映して計画赤字において考慮してほしい。	●計画赤字は、長期にわたる企業の経営に伴う収支の相償を前提として、事業開始後の一定期間に発生する資金不足額の一部又は全部を、健全化法に基づく指標の算定上、将来的に解消が見込まれる額として資金不足額に算入しないこととするものであり、当該年度において一般会計から行われるべき繰入が行われなかったことを勘案しようとするものではない。
		○「減価償却前経常利益等による負債償還可能額算定方式」について、算定には当年度の収益を用いることを基本にしつつ、特殊事情により短期的に収益が低下する場合、複数年度の平均値を用いることとしてほしい。	●減価償却前経常利益を用いることとし、原則として、決算年度単年度の数値を用いる方向で検討中である。
		○「減価償却前経常利益等による負債償還可能額算定方式」に用いる償却前利益とは、「支払利息・減価償却前利益」を指すのか。	●減価償却前経常利益を想定しているところ。
		○「個別計画策定算定方式」について、供用開始後一定期間を経過した後も適用できるようにしてほしい。	●個別計画策定方式については、料金収入が平年度化するまでの一定期間に限って適用することを想定している。
		○「個別計画策定方式」における「経営努力不足」の算定方法は平均値ではなく、絶対的基準を設定してほしい。平均値を用いる場合、対象企業を一律に扱うのではなく、人口の集積度など事業者の事情を考慮してほしい。	●個別計画策定方式については、企業ごとの経営計画に基づき解消可能資金不足額を算定する。ただし、これまでの同事業における経営健全化の実例や各種研究会等において発表された経営モデル等から考えて、資本費等と対比して最大限解消可能と考えられる資金不足の範囲内とするなどの条件を付す予定。「経営努力不足」の基準については、可能な場合は類似団体別に設定するなど配慮してまいりたい。
		○自動車運送事業の不採算路線の切り捨てが容易ではないことによる資金不足について、短期的に解消が見込まれる場合には、計画赤字に含めてほしい。	●計画赤字は、長期にわたる企業の経営に伴う収支の相償を前提として、将来的に解消が見込まれる額を算入しないこととするものであり、対象事業としては耐用年数の長いインフラで運営する事業を念頭に置いているもの。
	・下水道事業	○下水道事業の計画赤字について、地域の実情や形態にあわせた配慮を現状以上には行わないとのことだが、配慮し切れていない特殊要因の地域があると思うので、計画赤字に算入してほしい。	●計画赤字は、長期にわたる企業の経営に伴う収支の相償を前提として、将来的に解消が見込まれる額の一部を算入しないこととするもの。「個別計画策定方式」では、供用開始から料金収入平年度化までの一定期間に限り、一定の限度額等を設けつつ、自主的な経営計画に基づき団体の判断を尊重する方向で検討しているところ。
	・宅地造成事業	○宅地造成事業における土地は、時価評価をした上で、流動資産に含めてほしい。	●ご指摘の趣旨を踏まえ、資金不足額及び資金剰余額の算定にあたっては、販売を目的として所有する土地の一定額を算入する予定。

地方団体から寄せられた意見等に対する総務省の見解(平成19年11月現在)

資料4

大項目	小項目	地方団体から寄せられた意見・質問等の要旨	意見・質問等に対する総務省の見解
		○宅地造成事業における土地の時価は販売価額とするべき。(このほか、路線価、近傍公示価格などとする意見あり、また、評価方法は選択制とするべきとの意見あり)	●資金不足額に算入する販売用土地の計算方法等については、現在検討中。
		○地価下落という予期しない事態により債務超過に陥っている宅地造成事業については、土地が売却され、地域経済の発展に寄与する場合は比率の算定に含めず柔軟な対応を行うべき。	●資金不足額の算定にあたっては、土地の価額については原価と時価を比較して、いずれか低い方を評価額とする「低価法」を原則とすることを考えている。ご提案のような要因を考慮することは考えていない。
		○宅地造成事業は収入が発生するまで長期間を要するため、計画赤字を考慮できないか。	●計画赤字は耐用年数の長いインフラで運営する事業を念頭に置いているものであり、土地の販売という完結的な事業については、計画赤字を算入することは考えていない。
		○法非適用企業における販売用土地(完成土地)を資金不足額から控除することとしてほしい。	●ご指摘の趣旨を踏まえ、法非適用企業においても販売用土地の一定額を資金不足額から控除することを検討する。
		○宅地造成事業において、未完成土地について簿価をもって土地の価額としてほしい。	●資金不足額の算定においては、当年度における現金化が見込まれる完成宅地の価額の一部のみを流動資産として資金不足額から控除することを基本に検討している。
	・病院事業	○病院事業については、広域的、公共的な役割に応じた措置が必要であることから、実情に応じた総合的な支援策を講じるとともに、経営健全化基準の設定に際して、準備期間を設けることや段階的に適用する等の配慮してほしい。または、指標の算定にあたっても一定の割落としを行うこととしてほしい。	●病院事業についても、他の地方公営企業と同様、能率的な経営を行ってもなお採算をとることが客観的に困難な経費については、一般会計等が負担することとされているところであり、経営健全化基準の設定については他の各事業と同様の考え方によることを基本として検討作業を進めているところ。 なお、法施行時に資金不足を抱えている団体への対応は別途検討すべき問題と考えている。
	・実質公債費比率	○分子の償還額から合併特例債を控除してほしい。	●合併特例債であっても、一般財源によりその償還費を負担していることには変わりはなく、合併特例債のみ、他の起債の償還費と区別した特例的な取扱いを行うことはできない。

地方団体から寄せられた意見等に対する総務省の見解(平成19年11月現在)

資料4

大項目	小項目	地方団体から寄せられた意見・質問等の要旨	意見・質問等に対する総務省の見解
		<p>○分母又は分子に都市計画税収を反映できるような算定式に見直していただきたい。</p>	<p>●実質公債費比率は、標準的な一般財源の規模に対する実質的な公債負担の割合を測る指標であり、分母に標準財政規模を用いている。標準財政規模は、一般財源の標準規模を表す数値として、地方交付税法に基づき算定した普通交付税の額と基準財政収入額に算入される税目の収入見込額との合算額として算定される。都市計画税は、用途が特定されている目的税のうち、その税の負担とその経費によって賄われる行政との間に特に強い受益関係がある税であるため、使用料、手数料同様に単位費用の積算の際に特定財源として控除することとし、基準財政収入額の算定の対象とはしていないところ。したがって、都市計画税には、基準財政収入額に算入される税目のように、交付税算定上の「収入見込額」というものがなく、また、収入見込額を計算しようにも、都市計画税には標準税率がないので、標準的な収入の算定もできない。したがって、分母に都市計画税収を含めることは困難。一方、分子での取り扱いについては、都市計画税の交付税上の取扱いとの整合性も踏まえ、都市計画施設等に係る地方債の元利償還金の財源に充てたと認められる額を何らかのルールを設定して確認できる場合には、実質公債費比率の算定上、特定財源として控除する取扱いとすることができないかについて検討中。</p>
	<p>[将来負担比率] ・ロ 債務負担行為支出予定額</p>	<p>○国による再取得を前提とした土地開発公社に対する地方公共団体の依頼土地について当該地方公共団体において債務負担行為を設定している場合の将来負担の取扱いについて。</p> <p>○地方債の共同発行に係る連帯債務は含まない取扱いでよいか。</p> <p>○建築物を割賦取得するために債務負担行為を設定していて、そのための借入金についてさらに損失補償を設定している場合、将来負担額の算定上、二重計上する可能性があるのではないか。</p> <p>○債務負担行為に基づく支出予定額は一般財源ベースか。</p> <p>○土地開発公社について、依頼土地に係る買い戻し予定額をロの債務負担行為に基づく支出予定額に含めるとすると、へによって算定される将来負担額と重複するのではないか。</p>	<p>●ロの債務負担行為で将来負担額に算入されるが、国が当該将来負担について支払義務を負っていると認められる場合には、当該団体において国から確実に収入が見込まれる額を、又の特定の歳入として扱うこととなる。</p> <p>●お見込みのとおり。</p> <p>●割賦取得のための債務負担行為と借入金のための損失補償契約はそれぞれで計上すべきである(ロの債務負担行為に基づく支出予定額は、損失補償契約を締結しなかったとしても負担しなければならないもの)。</p> <p>●支出予定額全額である(債務負担行為に基づく支出予定額に係る特定の歳入見込額は、又に計上して控除すべきである)。</p> <p>●へにおいては、依頼土地に係る土地開発公社の負債額を将来負担額から控除する予定であり、重複することのない算定方法となる予定である。</p>

地方団体から寄せられた意見等に対する総務省の見解(平成19年11月現在)

資料4

大項目	小項目	地方団体から寄せられた意見・質問等の要旨	意見・質問等に対する総務省の見解
	<p>・ホ 退職手当支給予定額</p>	<p>○退職手当支給予定額は全職員の退職を前提としており、非現実的ではないか。</p> <p>○一般職の調整額について、本県では積み上げて計算できるシステムを確立しており、これを用いることを可能とできないか。</p>	<p>●各職員が当該時点において退職したと仮定した場合に算定される退職手当の額は、現実の債務として存在しているものではないが、退職手当は、退職の日における給料月額及び退職までの引き続いた在職期間を基礎として算定されるものであるため、実質上は、それまでの在職期間に対応した将来の支給見込額が発生していると考えられるべきものであることから、将来負担額に計上することとしている。(なお、民間のB/Sにおいても、退職給与引当金について負債計上することが求められていることも考慮したもの)。</p> <p>●本日の資料2を参照していただきたい。</p>
<p>[ハ 公社・3セク等]</p> <p>・一般的な質問、意見</p>		<p>○制度融資に係る損失補償契約について、将来負担額への算入にあたっては、債務負担行為額はあくまで損失補償契約が実行された際に発生する債務の上限額であることに鑑み、あくまでそのうちごく一部とされたい。</p> <p>○未利用地の売却収入見込額については、将来負担比率の算定において充当可能財源として、将来負担額からの控除をお願いしたい。</p>	<p>●制度融資に係る損失補償契約の額は、代位弁済発生率(事故率)や信用保証協会との負担率を勘案して、地方公共団体が負担する可能性のある現実的な水準で債務負担行為が設定されているのが一般的であることから、それを将来負担額とすることも含めて、検討中である。</p> <p>●将来負担額を減じる要素は、実際に将来負担に充当可能なものを捉えるべきものであるため、一般的には、仮に、売却予定用地があれば実際に売却して基金等に積むことにより、将来負担額の減額要素となる。</p>
<p>・判断基準</p>		<p>○将来負担比率に算入する地方公共団体が付与した損失補償のうち将来負担として把握する場合の判断基準を政省令等により明記してほしい。</p>	<p>●本日の資料1及び資料2を参照されたい。</p>
<p>・土地開発公社</p>		<p>○土地開発公社の特定土地等の評価方法は、近傍公示地価や路線価等によるなど地方団体の判断で実施できるようにしていただきたい。</p> <p>○土地開発公社に対する設立団体からの長期貸付金については、負債の額から控除していただきたい。</p>	<p>●評価方法は低価法とし、時価は、販売公表価格又は完成後販売見込額等を基準に評価することを予定。販売公表価格等がない場合は、公示地価や路線価等により時価を把握すること等を予定。</p> <p>●将来負担比率「ハ」の算定にあたり、設立団体からの長期貸付金は設立団体が実質的に負担することが見込まれない債務として取り扱うことを予定。なお、資金つなぎとして設立団体から土地開発公社へ短期貸付を行っているものについては、負債に含まれることとなる。</p>

地方団体から寄せられた意見等に対する総務省の見解(平成19年11月現在)

資料4

大項目	小項目	地方団体から寄せられた意見・質問等の要旨	意見・質問等に対する総務省の見解
		○土地開発公社保有土地の買い戻しに関する債務負担行為に係る支出予定額には、利息分は除くのか。	●指標対象年度末時点における当該土地の取得又は造成に要した借入金に対して発生した利息は含めるものとする。
	・地方道路公社	○地方道路公社の将来負担額の算定にあたっては、耐用年数内の負債の解消可能額を負債から控除して算定すべきではないか。	●道路特措法上の有料道路については有料道路毎に設定されている料金徴収期間内の負債の解消可能額、その他の有料道路事業等については各団体において合理的に算定された期間内の収支差の積み上げ額を、負債から控除して、地方道路公社の将来負担額を算定する予定である。
	・貸付金の扱い	○土地開発公社に対する設立団体からの貸付金について、への将来負担から控除すべきではないか。 ○損失補償債務を負っている三セクの場合はどうか。	●土地開発公社に対する設立団体からの貸付金については、土地開発公社に係るへの将来負担を算定する際、負債額から当該貸付に係る額を控除することを予定している(土地開発公社の負債は最終的には設立団体に帰せられるため)。 ●三セクに対する地方公共団体の負担責任はそもそも限定的であるため、三セクへの貸付金を全額返済しなくてもよいと扱うことは不相当である。
	・チ 一部事務組合の連結実質赤字額	○一部事務組合に設置されている基金について将来負担額から控除すべきではないか。	●一部事務組合は地方公共団体と別の法人格であり、各地方公共団体において基金の取崩しを決定できないため、将来負担額から控除する財源としては取り扱わない。
	・リ 充当可能基金	○特定目的の基金について、充当可能基金となる条件をご教示願いたい。 ○基金のうち貸付金については、充当可能基金の対象外とされているが、県の市町村に対する貸付金については、地方債に準ずるものとして、充当可能基金として取り扱われたい。	●充当可能基金の範囲は、広く捉えることを検討しており、資料2「健全化判断比率等の算定方法(案)」にお示ししているとおり。財源対策を目的としない特定目的基金であっても、充当可能基金として取り扱うことを予定している。 ●将来負担比率の算定における将来負担額を減じる要素となる基金は、実際にそれらの負債等に充当できるものを捉えるべきものと考えられることから、現に充当可能な状態として現金化等されているものを計上することが適当と考えられる。 ●基金を市町村等に対する貸付金として活用している場合には、償還されてはじめて将来負担額に充当することが可能となるものであることから、当該部分は充当可能基金から控除することとしているもの。

地方団体から寄せられた意見等に対する総務省の見解(平成19年11月現在)

資料4

大項目	小項目	地方団体から寄せられた意見・質問等の要旨	意見・質問等に対する総務省の見解
		<p>○財産区に係る基金については、充当可能基金の対象外とされているが、財産区の財産等から生ずる収入の全部又は一部は、市町村の経費に充てることができるから、少なくとも一部分については、控除を認めるべきである。</p>	<p>●財産区は、当該財産区の属する市区町村とは別の法人格を有する地方公共団体であるため、当該財産区の基金については、当該市区町村の将来負担額を減じる要素としての基金とは区別すべきと考える。財産区の財産等から生じた剰余金については、実際に市町村の経費に充てられてはじめて、指標の黒字要素として捉えられるべきものと考えている。</p>
	<p>・又 特定財源見込額</p>	<p>○土地開発公社に対する依頼土地に係る特定の歳入について、将来買い戻し時に補助金や交付税の算入予定の起債をすることにより得られるであろう、当該補助金の額・交付税の額も特定の歳入に含めるべきではないか。</p>	<p>●補助金については、国からの交付が確定しているものについては特定の歳入として見込むこととなる。また起債については、そもそも起債をするかどうかは将来の財政運営の問題であり、かつ、将来負担比率のイにおいて地方債残高に含むことができないものであるため、起債に対して措置される交付税の額を又において特定の歳入として控除することはできない。</p>
		<p>○公営住宅の家賃対策補助金の一般財源化により交付税算入されたことに伴い、この分が公債費の控除財源とならなくなったことに考慮すべき</p>	<p>●家賃対策補助金の一般財源化に伴い、交付税の単位費用の算定上も特定財源として控除されず、分母に反映されている。</p>
	<p>・ル 基準財政需要額算入見込額</p>	<p>○事務の簡素化の観点から許可額ベースのものについては、普通交付税算定の算出結果のデータを各自治体に提供されたい。</p>	<p>●健全化判断比率は各地方公共団体において算定すべきものである。</p>
		<p>○将来負担比率の次年度以降のシュミレーションのため、地方債に係る基準財政需要額の算入見込額を算入終了までの算入率を示していただきたい。</p>	<p>●データ量が膨大になること、いたずらに混乱を招くおそれがあること等から、現時点ではデータを提供する予定はない。</p>
		<p>○地域総合整備資金貸付事業債(ふるさと融資)分の利子分については、将来負担比率の算定から控除して良いか。</p>	<p>●地方債現在高には将来の利子支払額が含まれていないため、基準財政需要額に将来算入される利子支払額も勘案すべきではない。</p>
<p>3. 指標以外</p>	<p>・議会への報告・公表</p>	<p>○健全化判断比率の議会への報告時期、報告様式等や公表方法については、何らかの基準が示されるのか。</p>	<p>●報告等の様式は省令で定めることを予定している。また、比率の報告時期については、一定の目安等を示すことを検討している。</p>

地方団体から寄せられた意見等に対する総務省の見解(平成19年11月現在)

資料4

大項目	小項目	地方団体から寄せられた意見・質問等の要旨	意見・質問等に対する総務省の見解
		<p>○健全化判断比率の議会への報告は、専決処分報告(議案書掲載)のようなものを想定しているのか、もしくは、常任委員会等へ任意に報告する簡便なものを想定しているのか。また、決算とは別の項目として議会に報告するのか。</p>	<p>●比率の報告は、専決処分報告とは異なり、議決の対象ではない。一般的には、決算認定議案とともに報告されることを想定しているところ。</p>
		<p>○健全化判断比率の公表は、地方自治法第243条の3の規定に基づく財政状況の公表となる可能性はあるか。 また、住民に対する公表に係る規定についても整備されたい。</p>	<p>●健全化判断比率等の公表と地方自治法第243条の3の規定に基づく財政状況の公表は制度趣旨が異なるものであるが、財政状況の公表を活用して、健全化判断比率の公表を行うことは可能である(但し、公表時期は速やかに行う必要がある。) なお、公表方法に係る規定については、政省令に盛り込むことも含め、現在検討しているところである。</p>
	<p>・総務大臣又は都道府県知事の役割</p>	<p>○市町村が策定した財政健全化計画について、報告を受けた都道府県知事が計画内容に対して改善を求めることができる等の規定がないため、一般的な助言・指導しかできないという理解でよろしいか。</p>	<p>●一般法である地方自治法第245条の4及び第252条の17の5の規定に基づき、技術的な助言及び勧告を行うことは可能である。</p>
		<p>○健全化法第7条第1項における「早期健全化が著しく困難であると認められるとき」の基準や、「その場合における勧告基準」について、政省令等において示される予定があるのか。</p>	<p>●ご指摘の点を政省令で規定することは考えていない。但し、運用上の問題として必要な助言等は検討して参りたい。</p>
		<p>○財政再生団体は、総務大臣から勧告を受けた場合、当該勧告に基づいて講じた措置を総務大臣に報告する義務があるが、財政健全化団体の場合にはそのような規定がないので、財政健全化団体が都道府県知事からの勧告に応じないことも想定しているのか。</p>	<p>●健全化法第7条に規定する「勧告」は、地方自治法第245条の4第1項に規定する「技術的な助言及び勧告」の範疇にあり、勧告を受けた地方公共団体は、それを尊重すべき義務があるもの(但し、勧告に従うべき法的拘束力が生じるものではない)。</p>
		<p>○健全化法第28条において、都道府県知事が行うこととされる事務について、現時点において想定されている事務をご教示願いたい。</p>	<p>●財政再生団体(市町村及び特別区に限る。)の財政再生計画の軽微な変更に対する同意事務を規定する予定。</p>
		<p>○附則第5条に関して、これまで国鉄改革関連法案の附帯決議に基づき行われてきた、いわゆるJRへの寄付協議について、新法下における方針をご教示願いたい。</p>	<p>●附則第5条は、現行再建法第24条を引き継いでいるものであり、その運用方法等についても特段の変更を予定していない。</p>

地方団体から寄せられた意見等に対する総務省の見解(平成19年11月現在)

資料4

大項目	小項目	地方団体から寄せられた意見・質問等の要旨	意見・質問等に対する総務省の見解
	・再生振替特例債	○再生団体が再生振替債を発行した場合に、同程度の負担で資金の確保が可能となるような制度設計を行っていただきたい。	●再生振替特例債については、財政の再生のために不可欠の資金の確保については、当該資金を確実に借り入れることのできるよう、財政融資資金法等の法令の範囲内において、適切な配慮をすることとしている。
	・監査委員の役割、個別外部監査	<p>○監査委員による健全化判断比率の審査については、統一的な取り組みが必要であるので、審査方法等マニュアルを作成されたい。また、監査委員に対する研修は、予定されているのか。</p> <p>○個別外部監査には多額の費用がかかるが、地方自治法に基づくものと同様に、特別交付税の算定基礎に計上するなど、費用面での配慮をお願いしたい。</p> <p>○財政健全化計画等を策定しなければならない団体は、「計画を定めるに当たっては」、個別外部監査を求めなければならないと規定されているが、計画策定年度は個別外部監査とするが、それ以降の年度は、監査委員の審査で差し支えないか。</p>	<p>●健全化判断比率の算定方法については、共通フォーマットや手引書について作成したいと考えており、これをもとに監査を行っていただくことになると考えている。また、監査委員事務局に対する説明会は既に開始しているところであるが、監査委員に対する対応については今後検討したいと考えている。</p> <p>●健全化法に基づく外部監査の円滑な実施が行われるよう、必要な人材の確保についても、都道府県と連携した対策等について検討していくこととしている。 なお、個別外部監査契約に基づく監査に要する経費については、既に特別交付税の算定対象とされているところである。</p> <p>●計画等の策定以降は、計画に対して特段の監査を予定しているものではなく、通常、その実施状況を議会に報告し、公表することで足りる。</p>
	・国からの情報提供	<p>○指標の算定方法等で大きな制度改正を行う場合は、現場が混乱しないように、事前の情報提供をお願いしたい。</p> <p>○地方団体からの質問に対して方針を示した場合、Q&Aのような形で、随時、広く周知願います。</p>	<p>●ご意見を踏まえ、必要な情報提供等を行って参りたい。</p> <p>●ご意見を踏まえ、必要な情報提供等を行って参りたい。 (今回の回答もその一環である。)</p>
	・国による財政支援等	○早期健全化段階においては、財政支援ではなく、自己規律による健全化の段階であるということであるが、財政支援をお願いしたい。	●本法は、地方の自己規律による財政健全化のための制度を整備するものであり、当該団体の徹底した自助努力が前提となるもの。このような趣旨から、早期健全化の段階に特段の国の財政支援は予定していないが、財政再生団体については、再生振替特例債の活用やその資金に対する国の配慮等の措置がなされているところ。